

# 地域避難施設認定制度のご案内

<b>1 目的</b>
町内自治会集会所等をあらかじめ「地域避難施設」として認定することで、災害時に、「地域の避難先」として、町内自治会等が自主的に開設し、最寄りの指定避難所と連携して避難者の受け入れ等をおこなうことができるようにする制度です。
<b>2 事業の内容</b>
町内自治会等からの申請に基づき、一定の要件を満たす町内自治会集会所等を「地域避難施設」として認定するとともに、認定施設への備蓄品等の配備を行います。
<b>3 制度利用の手順</b>
①選定 地域避難施設を設置する町内自治会集会所等を選定 ②検討 地域避難施設としての運用について検討 ③申請 地域避難施設の認定について申請 ④結果通知 (市が、) 申請内容を審査し、認定の可否を決定し、結果を通知 ⑤体制整備 (認定後、) 災害時にスムーズに運営できるよう、体制を整備
<b>4 対象とする施設</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 町内自治会が所有する集会所</li><li>● マンション管理組合が管理する施設</li><li>● その他、町内自治会が本制度の活用を目的に確保した施設</li></ul>
<b>5 認定基準</b>
【建物要件】 新耐震基準に則して建築又は改修されたもの又は耐震診断の結果、新耐震基準を満たしていること 【立地要件】 土砂災害警戒区域等に該当しないこと 浸水想定区域に該当する場合は条件付き認定とする 【体制要件】 町内自治会等による自主的な運営を前提とする 所属する避難所運営委員会と連携した運用を基本とする
<b>6 地域避難施設の開設・運営</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 町内自治会等が自主的に開設し、運営する（市職員の派遣はありません）</li><li>● 所属する避難所運営委員会と連携して行う（市への報告や要請を含む）</li><li>● 地域避難施設の開設、避難者受入、閉鎖等について、市役所へ報告する</li></ul>
<b>7 市からの支援内容（認定時）</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>● 食料、飲料水、携帯トイレを収容可能人数に応じて供与</li><li>● 防災行政無線の戸別受信機を貸与</li></ul>

<裏面へ続きます>

## 8 申請方法

申請者は、申請書とチェックリスト（様式第 1 号及び同別紙）を記入し、必要書類を添えて、市防災対策課へご提出ください。

### （1）申請者（申請することができる者）

町内自治会 又は 地域活動を行うマンション管理組合

### （2）提出書類（□は必須、■は場合によって必要）

- 地域避難施設認定申請書（様式第 1 号）
- 地域避難施設認定申請時チェックリスト（様式第 1 号別紙）
- 新耐震基準に則して建築又は改修されたことのわかる書類（コピー可）
  - <例 1> 確認済証 又は 建築確認通知書  
(交付日が昭和 56 年 6 月 1 日以降のもの)
  - <例 2> 建築台帳記載事項証明書  
(確認済証交付年月日の欄が昭和 56 年 6 月 1 日以降のもの)
  - <例 3> 耐震基準適合証明書
- 共有名義人一覧（共有名義の集会所の場合）
- 同意書（以下①②に該当する場合）
  - ①集会所等の所有者(\*)が申請者と異なる場合
  - ②共有名義人の全部又は一部が連名申請者とならない場合

(\*)対象施設がマンション管理組合が管理する施設の場合、所有者を「管理者」と読み替える。

### （3）提出方法

ちば電子申請システム（同意書が必要な場合は使えません）  
郵送、窓口持参

### （4）提出先 及び 問い合わせ先

千葉市 総合政策局 危機管理部 防災対策課  
〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
(持参する方は、上記所在の市役所高層棟の 3 階執務室へお越しください)  
電話 043-245-5113

### <参考> 市ホームページ「地域避難施設認定制度」

制度内容の確認のほか、様式等のダウンロード、電子申請フォームへのアクセスもこちらからできます。

【URL】

<https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/bosai/tiikihina/nsisetu.html>

【QR コード】

